

公益通報者保護取扱規程

社会福祉法人 愛知育児院

公益通報者保護取扱規程

第一章 総則

(目的)

第1条 本規程は、職員等からの法令違反行為、倫理上問題のある行為などコンプライアンス上問題のある行為（そのおそれのある行為を含む。以下「コンプライアンス違反行為」という。）に関する相談又は通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって、コンプライアンス経営の強化に資することを目的とする。

第二章 通報処理体制

(窓口)

第2条 職員等からの通報を受け付ける窓口を法人本部に設置する。また、通報処理の仕組みに関する相談やコンプライアンス違反行為に該当するかを確認する等の相談に応じる窓口を法人本部に設置する。

法人本部事務局

(通報の方法)

第3条 通報窓口及び相談窓口の利用方法は電話・電子メール・書面・面会とする。

(電話) 052-831-3451

(Email) aichi.ikujiin.120@nanzan-v.com

2. 通報に当たっては、実名若しくは匿名通報のいずれにおいても可能とし、通報者の秘密保持に十分注意するものとする。

(窓口利用者)

第4条 通報窓口及び相談窓口の利用者は本院の職員（正規職員・準正規職員・臨時職員・派遣職員・退職者（退職後1年以内）・取引業者従業員・役員を含む）及びボランティア（以下まとめて「職員等」という）とする。

(不正の目的による通報)

第5条 通報者は、事実を反することを知って行う通報、個人的利益を図る目的、誹謗・中傷目的による通報、その他不正の目的による通報を行ってはならない。不正の目的による通報は、本規程に基づく通報には該当しないものとする。

(通報受付の通知)

第6条 窓口担当者は、通報を受けた場合、速やかに通報を受け付けた旨を通報者に通知する。

2. 通報より20日以内に調査開始について通知するものとする。

(調査の必要性等の判断)

第7条 理事長は、通報受付後すみやかに、通報内容に関する調査の必要性の有無、その他通報に関する対応を決定する。

(調査)

第8条 通報された内容に関する事実関係の調査は法人本部事務局（窓口担当者）、または、理事長が指名した者が行う。

2. 理事長は、調査する内容によって、複数のメンバーからなる調査チームを設置することができる。

(協力義務)

第9条 本院の役員、職員等は、通報された内容の事実関係の調査に協力を求められた場合、調査に協力しなければならない。

(是正措置等)

第10条 調査の結果、コンプライアンス違反行為が確認された場合には、理事長は速やかに是正、損失拡大防止、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。（なお、必要に応じて、関係行政機関への報告、告発についても検討することとする。）

(通知)

第11条 窓口担当者は、通報者に対して、調査の必要性の有無、調査の進捗状況、調査結果及び前条に基づく措置の実施について、被通報者（その者が不正を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。）や当該調査に協力した者等の信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ遅滞なく通知しなければならない。

(処分)

第12条 調査の結果、コンプライアンス違反行為が確認された場合には、本院は当該行為に関与した者に対し、就業規則に従って、法人内（懲戒）処分を課することができる。）

第三章 当事者の責務

(通報者等の不利益取扱いの禁止)

第13条 通報者あるいは相談者（以下「通報者等」という）が窓口に通報又は相談（以下「通報等」という）したことを理由として、解雇その他いかなる不利益取扱いも受けない。

2. 役職員等は、通報等を行ったことを理由として通報者等に対し、いかなる不利益取扱いもしてはならない。
3. 理事長は、通報者等が通報等を行ったことを理由として、通報者等の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を執らなければならない。また、通報者等に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者（通報者の上司、同僚等を含む。）に対しては、就業規則に従って処分を課すことができる。

(損害賠償責任の免除)

第14条 公益通報保護法及び指針に定める公益通報によって損害を受けたことを理由として、当該公益通報をした通報者等に対して、損害賠償の請求をすることができない。

(守秘義務)

第15条 本規程に定める業務に携わる者、被調査者その他通報等の案件に関与した者（通報者を除く）は、通報された内容及び調査結果その他通報案件に関する情報を、正当な理由なく第三者に開示してはならない。理事長は正当な理由なく個人情報を開示した者に対し、就業規則に従って、処分を課すことができる。

- 2 本規程に定める業務に携わる者又は業務に携わった者は、正当な理由がなく、その公益通報対応業務に関して知り得た事項であって公益通報者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報者の守秘義務)

第16条 通報者は、通報の内容を正当な理由なく第三者に開示してはならない。

(利益相反関係の排除)

第17条 受付担当者、調査担当者その他通報処理に従事する者は、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。

(相談又は通報を受けた者の責務)

第18条 窓口担当者に限らず、通報又は相談を受けた者（通報者等の管理者、上司、同僚等を含む。）は、本規程に準じて誠実に対応しなければならない。

付 則

(改廃等)

第19条 本規程の改廃は、理事会が決定する。また、本規程の運用に際しては、理事長を責任者とする。

(施 行)

本規程は平成19年3月29日より施行する。

本規程は令和4年4月1日より施行する。